

議員提出議案第11号

3月議会で「東伯総合公園サッカー場改修関連予算」の減額修正を行った事を猛省し、芝発祥の地を守るため本議会で何かしらの結論を出すことを宣言する決議

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年6月17日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大平高志
賛成者	同	井木裕

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

3月議会で「東伯総合公園サッカー場改修関連予算」の減額修正を行った事を猛省し、芝発祥の地を守るため本議会で何かしらの結論を出すことを宣言する決議（案）

今年の3月議会、日本芝による改修設計費を盛り込んだ当初予算は、修正動議可決により取り除かれたが、直近である本定例会においても、まともに説明も尽くされない中で、再度同じものが提案され大きく議論を呼んでいる。

このことは、町長の議会に対する「挑戦」であると共に、その尊厳を著しく汚すもので断じて許されない。

とは言え、議会は本件に対して関連する請願を採択済みで、本来、議論の先送りと言える修正動議は行われるべきではなかったし、その事が今回の一件の原因の一つと考えれば、議会としても修正を行った事を猛省すべきといえる。

琴浦町は芝発祥の地であり、それを否定する事になる予算減額は許されないし、議会が採択済みの請願の趣旨を踏まえた解決の途を探るべきだ。

琴浦町議会は、先の議会で減額修正を行った事を猛省し、今議会で、これらが両立しうる一定の結論を出すべく取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

令和 3 年 6 月 17 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会